

長瀬町情報セキュリティ基本方針

(目的)

第1条 この基本方針は、本町が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための基本的な方針について、総合的かつ体系的に定めることにより、町民の財産及び個人情報等の保護並びに安定的な行政事務の運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報資産

情報システムで取り扱う情報で、開発及び運用に係るものを含むすべての情報をいう。

(4) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(5) 情報セキュリティポリシー

本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

(6) 機密性

情報資産にアクセスすることを認められた者だけが、情報資産にアクセスできる状態を確保することをいう。

(7) 完全性

情報が破壊、改ざん、消去又は不正なデータがない状態を確実にすることをいう。

(8) 可用性

対象資産にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、対象資産にアクセスできる状態を確保することをいう。

(9) セキュリティインシデント

情報セキュリティ上の脅威となる事案をいう。

(10) 特定個人情報

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第2条に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

(11) 個人番号利用事務

番号法第2条に規定する個人番号を利用して処理する事務をいう。

(対象とする脅威)

第3条 情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

(1) 人による脅威(故意)

不正アクセスやウイルス攻撃等のサイバー攻撃、機器の盗難、情報資産の不正な操作や持ち出し等の故意による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去等

(2) 人による脅威(過失)

情報資産の管理不備、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、外部委託管理の不備等の過失による情報資産の漏えい・破壊・消去等

(3) 災害による脅威

地震、落雷、火災、水害等の災害によるサービス及び業務の停止、情報資産の消失等

(4) 必要資源の不足、故障等による脅威

電力、通信、水道の途絶、交通機能の麻痺や大規模・広範囲にわたる疾病の蔓延による要員の不足、機器の故障等によるサービスや業務の停止、システム運用の機能不全等

(適用範囲)

第4条 この基本方針の適用範囲は、本町が保有する情報資産、情報資産に関する事務に携わる全ての職員、非常勤職員、臨時職員、労働者派遣事業により本町の事務

に携わる者（以下「職員等」という。）及び委託事業者とする。

（遵守義務）

第5条 前条に規定する者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

（情報セキュリティ対策）

第6条 第3条の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じるものとする。

(1) 組織体制

情報セキュリティ対策を推進する全庁的な組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

本町の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づく情報セキュリティ対策を実施する。

(3) 物理的セキュリティ

情報資産の設置方法又は保管施設の管理について、物理的な対策を講じる。

(4) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策

(5) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的な対策を講じる。

(6) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託の際の情報セキュリティの確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策

（監査及び自己点検の実施）

第7条 情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、必要に応じて情報セキュリティに関する監査及び自己点検を実施する。

（見直し及び改定）

第8条 情報セキュリティに関する監査及び自己点検の結果又は情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため、必要に応じて情報セキュリティポリシーの見直しを行い、改定する。

(情報セキュリティ対策基準の策定)

第9条 第6、7及び8条に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。ただし、情報セキュリティ対策基準は公開しない。

(違反への対応)

第10条 職員等が情報セキュリティポリシーに違反した場合は、地方公務員法等に基づいた処分の対象とする。